

令和 8 年 2 月 4 日

報道各位

燕市選挙管理委員会事務局

衆議院議員総選挙における投票用紙の二重交付について

衆議院議員総選挙の期日前投票において、投票用紙の二重交付がありましたので、お知らせします。

1 事案の概要

本日 2 月 4 日、期日前投票所（燕市役所 1 階つばめホール）において、1 月 31 日以前にすでに小選挙区と比例代表の投票を済ませ、2 月 1 日から始まった最高裁判所裁判官国民審査の投票をするために来た有権者に対し、誤って小選挙区の投票用紙を交付し、投票させてしまいました。

2 原因と判明までの経過

受付において小選挙区と比例代表の投票済みの有権者であることを確認し、国民審査のみ投票できる者であることを示す「赤色のクリアファイル」に期日前投票宣誓書を入れ、投票用紙交付係に引き継ぎましたが、交付係がその意図を十分理解せず誤って小選挙区の投票用紙を交付してしまいました。午後 5 時ごろ、投票者数と投票用紙の残数を確認したところ、小選挙区の数が合わず、二重交付が判明しました。

（比例代表の二重交付はありませんでした。）

3 再発防止策

上記 2 の「赤色のクリアファイル」に小選挙区や比例代表の投票用紙が交付できない者であるとの表示を加えるとともに、すべての期日前投票事務従事者に対し、事務手続きについて徹底を図ります。

【問い合わせ】

担当：燕市選挙管理委員会事務局

本間・高宮

電話：0256-77-8310